

第14章 自然環境の保全

第1節 自然環境の現況

府域の自然環境の現況を概観すれば、次のとおりである。

1 地勢の特質

(1) 地 質

北摂山地の大部分は、中・古生層からなるが、茨木市から能勢町にかけて茨木複合花崗岩体が分布しており、砕石・マサ土の採取が行われている。金剛・生駒山地は大部分が領家花崗岩類からなり、北生駒は風化が著しく、標高も低いので、マサ土の採取による人工的改変地形が各所にみられる。

和泉葛城山地は、和泉層群及び泉南酸性火碎岩類からなっており、丘陵地帯は大阪層群、神戸層群及び段丘層から、沖積低地は沖積層からそれなっている。

(2) た め 池

府域には約1万2千5百のため池が点在するが、その大半は堺市、松原市及び八尾市を結ぶ地域から南の方に集中して分布しており、他は淀川水系の水が利用できない生駒山麓及び北摂丘陵地帯に分布している。大規模なものとしては、久米田池（岸和田市）、狭山池（狭山町）、光明池（和泉市）などがある。

2 植生の特質

(1) 現存植生の概況

府域を冷温帯と暖温帯に分けると、冷温帯の大部分はモチツツジーアカマツ群集やスギーヒノキ人工林などの代償植生に置き変わり、自然植生としては、妙見山及び和泉葛城山地の山頂部にわずかにブナ林が残存しているにすぎない。一方、暖温帯は古くから利用の対象にされていたので、大部分は市街地、造成地、田畠及び果樹園となっているが、山地から丘陵にかけては、代償植生としてモチツツジーアカマツ群集、特にアカマツ林が広く分布しており、次いでコナラ群落が主として生駒山地に、スギーヒノキ人工林が北摂及び金剛の山地に、また、クロマツ人工林が泉南の山地にそれぞれ分布している。自然植生としては、社寺、古墳及び急傾斜地にアラカシ群落、サカキーウラジロガシ群集及びコジイークロバイ群集がわずかに残存しているにすぎないが、貴重なものとしてウバメガシートベラ群集が岬町の住吉神社に、シリブカガシ群落が堺市の美多弥神社等にそれぞれ残存している。

冷温帯と暖温帯の推移帯（標高600～800mの地帯）である高槻市本山寺等には

モミ、ツガの天然林が点在している。

また、淀川、大和川の河川敷にはヨシ、オギなどが優占する湿原がある。

(2) 植生自然度

府域の現存植生を植生自然度（植生の自然状況の度合を示すもので、10段階に分類）にあてはめてみると、表2-14-1のとおりである。

市街地、農地など人工的改変が早くから加えられた自然度1～3の地域は、平野部はもとより丘陵部にまで達して府域の約60%を占め、ススキ草原や伐跡群落で代表される自然度4及び5の地域は府域の0.6%にすぎない。スギ、ヒノキ等の人工林である自然度6の地域は、河内林業として有名な南河内から泉州の山間部に分布して府域の約9%を占め、アカマツ群落、コナラ群落など古くから薪炭林として活用されてきた自然度7の二次林は府域の約27%を占めている。ブナーミズナラ萌芽林など自然度8に相当する植生は、府域には存在しない。自然度9のアラカシ群落及びウバメガシ群落並びに自然度10のヨシクラスの湿原はそれぞれ府域の0.5%にすぎない。

表2-14-1 植生自然度の状況

（昭和48年）

自然度	区分概要	面積	構成比
①	市街地、造成地等、植生のほとんど残存しない地区	685 ha	84.2%
②	畑地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地	457	24.6
③	果樹園、茶畠、苗圃等の樹園地	57	8.0
④	シバ群落等の背丈の低い草原	8	0.2
⑤	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原	7	0.4
⑥	常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉等の植林地	174	9.8
⑦	クヌギーコナラ群集等一般には二次林と呼ばれる代償植生地区	507	27.8
⑧	ブナーミズナラ萌芽林等、代償植生であっても特に自然植生に近い地区	0	0.0
⑨	ブナ群集等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区	9	0.5
⑩	自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区	9	0.5
合		1,858	100.0

3 生息鳥獣の特質

府域の野生鳥獣については、約30種の獣類と約270種の鳥類が確認されている。獣類で、特徴的なものはシカ、イノシシ、ニホンザル等である。シカは主に箕面市の鉢伏山、高槻市の本山寺、能勢町の剣尾山等に生息しており、イノシシ、ニホン

ザルは北摂山地一帯、和泉葛城山地に分布する。

鳥類については、北摂、金剛・生駒、和泉葛城の三山地のアカマツ林を中心にサシバなどのワシタカ類やシジュウカラ、ヨタカなどの山地性の鳥類が生息し、平野部ではスズメ、ムクドリ、ヒバリなどが多数みられる。

冬期には仁徳陵、繼体陵などの堀や淀川河川敷などに多数のカモ類が渡来し、春秋期には大阪市南港埋立地、泉南市男里川河口の干潟にシギ、チドリ類が渡来する。

4 森林、農地の推移

府域の森林、農地は単に木材生産あるいは食糧供給のみでなく、土砂流出防止、水源かん養、大気浄化、保健休養や環境保全など多様な機能を有している。森林については、南河内など生産性の高い林業経営が行われている地域を除いて資産保持的な傾向が強く、里山の宅地等への転用により林野面積は減少の一途をたどつてゐたが、近年、林地の開発は鎮静化している（表2-14-2）。

一方、農地は都市化の進展に伴い、毎年減少の一途をたどつてゐる（表2-14-3）。また、最近の転用面積は石油ショックを契機とした経済情勢の変化、高額な土地価格等により、漸減の傾向にある。

なお、昭和58年の農地の転用状況を用途別にみると、住宅が約32.3%、学校等の公共施設が約26.4%を占めている。

表2-14-2 林野面積等（民有林）の推移

年度	区分	林野面積	伐採量	造林面積
昭55		56,794 ha	42千m ³	304 ha
56		56,792	49	409
57		56,786	49	397
58		56,928	48	295
59		56,921	44	320

(注) 林野面積は、各年度末現在の地域森林計画対象民有林面積を示す。

表2-14-3 耕地面積の推移
(単位:ha)

年	55	56	57	58	59
面積	21,900	21,400	21,000	20,600	20,200

(注) 1 数字は各年8月1日現在の状況を示す。

2 近畿農政局調べ。

第2節 自然環境保全対策

第1 法律・条例に基づく指定

府下の優れた自然の風景地の保護とその利用の増進を図るため、自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づき金剛生駒国定公園及び明治の森・箕面国定公園の2カ所（総面積約11,707ha）が国定公園として指定されているのをはじめ、無秩序な市街化を防止し、緑地を保全するため、近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第108号）に基づき近郊緑地保全区域（3区域、総面積約38,582ha）が指定されているほか水源かん養、土砂流出防備等のため、森林法に基づき保安林（477カ所、総面積約12,254ha）が指定されている（表2-14-4～6）。

また、府下に残された優れた自然環境を保全するため、大阪府自然環境保全条例（昭和48年大阪府条例第2号）に基づき、府自然環境保全地域として本山寺自然環境保全地域（高槻市大字原、面積約14ha）を指定している。

さらに、市街地の緑を守るために、都市緑地保全法（昭和48年法律第72号）に基づき、今米緑地保全地区（東大阪市今米、面積約0.5ha）を指定（昭和59年9月21日）している。

表2-14-4 国定公園面積

（昭和60年8月31日現在）

公園名	指定年月日	面積	関係市町村
金剛生駒国定公園	昭60.4.10	ha 10,744.8 特別地域 10,744.5 普通地域 0.8	交野市、四条畷市、 大東市、東大阪市、 八尾市、柏原市、 羽曳野市、太子町、 河南町、千里赤阪 村、河内長野市、 和泉市
明治の森・箕面国定公園	42.12.11	特別地域 962.6	箕面市
合	計	11,707.4	

表2-14-5 近郊緑地保全区域面積

（昭和60年8月31日現在）

区域名	面積
北摂連山近郊緑地保全区域	9,727 ha
金剛生駒近郊緑地保全区域	11,816
和泉葛城近郊緑地保全区域	12,589
合 計	38,582

表2-14-6 保安林の現況 (昭和60年3月31日現在)

保安林の種類	水源 かん 養	土砂 流出 防備	土砂 崩壊 防備	保 健	計		防 風	潮 害 防 備	干 害 防 備	落 石 防 止	防 火	魚 つ き	風 致	合 計	
か所数	70	268	64	8 (10)	405 (10)		1	8	10	1	1	4	47	72	477 (10)
面積 ha	7,162	4,576	62	189 (1.518)	11,989 (1.518)		1	7	111	1	1	7	187	265	12,254 (1.518)

(注) ()内は兼種指定を示す。

第2 法律・条例に基づく規制

1 規制の状況

国定公園内の特別地域(府域の国定公園面積の99.9%)においては、その風致景観を維持するため当該地域内における工作物の新築又は増・改築、土石の採取、土地の形状の変更等の行為については、自然公園法に基づき、知事の許可を要し、また、近郊緑地保全区域においては、無秩序な市街化を防止し、緑地を保全するため当該区域内における工作物の新築又は増・改築、土地形質の変更、土石の採取等の行為については、近畿圏の保全区域の整備に関する法律に基づき、知事に届出を要することになっているほか、保安林において木竹の伐採等を行う場合及び地域森林計画対象民有林において開発行為を行う場合には、森林法に基づき知事の許可を要することから、これらの事務処理に際しては、自然環境の保全に重点を置いて指導監督の徹底を図り、規制を強化している。昭和59年度におけるこれらの法律に基づく許可及び届出の状況は表2-14-7~9のとおりである。

表2-14-7 国定公園等における工作物の新築等の許可・届出状況(昭和59年度)

行 為 の 類 型		国 定 公 園	近郊緑地保全区域
建工	築物の新築	59 件	75 件
建工	築物の増築	11	15
建工	築物の改築	1	3
土工	地 形 質 変 更	10	21
土工	石 の 採 取	11	18
木工	竹 の 伐 取	1	0
広告	物 の 設 置	0	0
合 計		98	182

表2-14-8 森林法に基づく保安林の伐採等の許可状況（昭和59年度）

許可の種類	許可件数
保安林内作業許可	14 件
立木伐採許可	87

表2-14-9 森林法に基づく地域森林計画対象民有林地における開発許可状況（昭和59年度）

開発行為の目的	許可件数
工場・事業場用地の造成	0 件
住宅用地の造成	2
別荘地の造成	0
ゴルフ場の設置	2
レジャー施設の設置	0
農用地の造成	0
土石の採取掘	21
道路の新設又は改築	0
その他の	3
計	28

また、残り少ない府域の自然環境の保全と回復を目的として制定された大阪府自然環境保全条例では、土石の採取、住宅地の造成等の自然環境に影響を及ぼす行為を行おうとする者に対して、知事との間に自然環境の保全と回復に関する協定を締結することを義務付け、開発行為に厳しい規制を加えている。昭和59年度における協定締結状況は表2-14-10のとおりである。

一方、鳥獣保護については、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第82号）及び同法に基づいて策定した第5次鳥獣保護事業計画（昭和57年度～61年度）により鳥獣保護区の設定など野生鳥獣の適正な保護管理に努めている（表2-14-11）。

表2-14-10 府自然環境保全条例に基づく協定締結状況(昭和59年度)

行為の類型	締結件数
ゴルフ場の造成	1 件
住宅地の造成	15
事務所・事業所の敷地の造成	3
レクリエーション施設の敷地の造成	2
業として行う廃棄物の埋立処分	1
墓地の造成	1
土石の採取	28
合 計	46

表2-14-11 鳥獣保護区等の設定状況
(昭和60年8月31日現在)

区分	か所数	面積 ha
鳥獣保護区	18	8,759
鳥獣保護区特別保護地区	1	70
狩猟禁止区域	48	25,877

2 監視等の強化

自然公園及び近郊緑地保全区域を中心とする自然環境の監視体制の強化の一環として、府では、府自然環境保全条例に基づく自然環境保全指導員200名、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に基づく鳥獣保護員26名を任命しており、更に環境庁から任命された自然公園指導員23名とあわせてこれらの指導員が、府域における自然環境の保全と回復に関する監視、自然保護思想の普及に努めている。

また、森林法に基づく保安林の適正な維持管理や森林火災の防止などを図るため119名の森林保全員を委嘱し、巡視を通して森林の保全に努めている。

第3 自然環境保全事業の実施

(1) 国定公園、東海自然歩道等の整備

金剛生駒国定公園、明治の森・箕面国定公園及び東海自然歩道等の有効利用を図るため、施設の整備を行った。

(2) 府民の森の整備

金剛生駒山系に造成した府民の森（くろんど園地他6園地）を府民の保健休養の場として活用するため、樹林の保育管理などに努めるとともに、管理道等の整備を行った。

(3) 府自然環境保全地域の管理

府自然環境保全条例に基づき、昭和53年1月に府自然環境保全地域として指定した本山寺自然環境保全地域の管理を行い、優れた自然環境の保全に努めた。

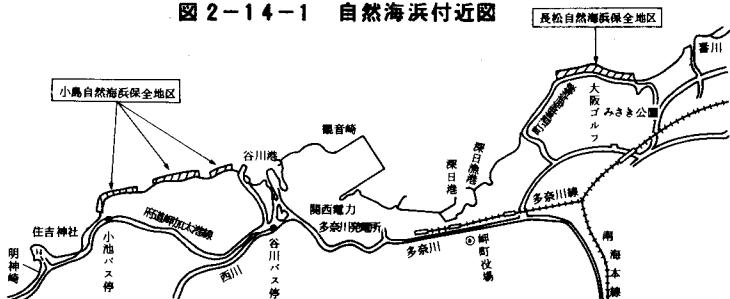
第4 自然海浜保全地区の指定及び施設整備等

府下に残されている自然海浜を保全し、その適正な利用を図るために大阪府自然海浜保全地区条例に基づき、昭和58年11月21日に長松自然海浜保全地区（岬町）、小島自然海浜保全地区（岬町）を指定した（図2-14-1）。

これに伴い、岬町が行う長松・小島両地区の清掃に対して、補助金を交付するなど、地区の環境整備に努めた。

また、条例では、地区内における土石の採取等一定の開発行為が規制されており、その監視に努めた。

図2-14-1 自然海浜付近図



第5 緑化事業の推進

1 工場の緑化推進

工場の緑化を推進するため、工場立地法に基づき、緑地面積の確保を指導するとともに工場緑化用樹木の無償配付、工場緑化コンクールの開催等府下工場に対する緑化思想の啓発普及、緑化推進のための助言・指導を実施した。

2 緑化樹の養成、配付

緑豊かな生活環境を創出するため、緑化樹の養成を行い、住民が協同して行う地域緑化及び府、市町村の行う公共施設の緑化に対して、23万本の緑化樹を無償配付した。

なお、公共施設の緑化基準は表2-14-12のとおりである。

3 緑化センターの運営

緑化に関する知識・技術の総合的な相談、指導を行う拠点として府立緑化センターを昭和58年4月から開設し、緑化に関する資料、緑化樹とその植栽例の展示、緑化に関する情報の収集・提供、緑化技術の相談・指導、緑化に関する講習会・研修会の開催などを実施している。なお昭和59年度は、1,044件の相談があった。

4 緑化基金の運営

府民ぐるみで、緑の乏しい市街地の緑化を永続的に推進するため、昭和58年4月に緑化基金を設置し、昭和59年度末で、基金の積立額が3億円になった。

緑化基金は、その運用益で基金の森、基金の並木など基金のシンボルづくり等の事業を実施している。

5 緑化推進対策事業

広く府民に緑化の普及啓発を図るため、大阪府、吹田市、大阪府緑化推進委員会の共催による第33回大阪府植樹祭の開催、大阪市との共催による大阪城菊の祭典等を行った。

6 特定緑化事業

国土の緑化推進運動の一環として、昭和58年度からおおむね3カ年間発売される緑化宝くじの収益金により、市町村が設置又は管理する施設の緑化（植栽）事業に対して事業費の $\frac{2}{3}$ 以内で助成している。

なお、昭和59年度は、府下30市町に対し、2億3千万円の助成を行った。

表 2-14-12 公共施設の綠化基準

(昭和52年2月 大阪府綠化推進構想より)

施 設 の 区 分		綠化基準(緑被率)
公園緑地	住 区 基 幹 公 園	敷地面積のおおむね 80%以上
	都 市 基 幹 公 園 等	40%以上
	広域公園(森林を主とする広域公園を除く。)	50%以上
	森林を主とする広域公園	90%以上
教育施設	幼 稚 園、 小・中・高 校 等	20%以上
	大 学 等	80%以上
社 寺 古 墳		70%以上
道 路		10%以上
綠 道		70%以上
水 辺		10%以上
公共施設	庁 舎 等	20%以上
	社会福祉・環境衛生施設	80%以上
住 宅	1 戸 建 (長屋建) 住 宅	20%以上
	共 同 住 宅	80%以上
工 場		20%以上
医 療 施 設		80%以上
鉄 道		80%以上
海 浜 地	保 全 林 ・ 保 安 林	100%
	埋 立 地	20%以上

(注) 緑被率 = $\frac{\text{緑被面積}}{\text{敷地面積}}$